

(株)まちづくり八戸備品貸出規程

(目的)

- 第1条 この規程は、八戸市中心市街地における賑わい創出につながるイベントを実施する者を対象として、株式会社まちづくり八戸（以下「当社」）が管理する備品を貸出することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 備品の貸出しの対象者は、第1条の趣旨に基づくイベント等を実施する企業・団体又は個人とする。
- 2 前項の場合において、次に掲げるものは、備品貸出しの対象外とする。
- (1)使用目的が宗教活動及び政治活動であるもの。
 - (2)法令及び公序良俗に反するもの。
 - (3)反社会的勢力やこれに準ずる者と関係があるもの。

(使用料)

- 第3条 貸出しを行う備品の種類、数量及び使用料は、別紙1「備品リスト/料金表」のとおりとする。

(申込方法)

- 第4条 備品の貸出しを希望する企業・団体は、事前に予約状況を確認の上、使用日の5営業日前までに、別紙2「備品借用申込書」をFAX又はメールにて提出する。
- 2 申込先は、以下のとおりとする。
- 申込先 (株)まちづくり八戸
〒031-0076
八戸市大字堀端町 2-3 八戸商工会館内
TEL 0178-43-5230
FAX 0178-43-5240
メールアドレス info@8town.co.jp
営業時間 9:00～17:30（土日祝定休）

(貸出の許可)

- 第5条 第4条により申請を受けたときは、その内容を審査の上、備品貸出を許可する。

(使用料の納付)

- 第6条 使用料の支払方法は、現金払い又は銀行振込の2種類とし、使用料は2日前までに支払うものとする。振込に係る手数料は、利用者負担とする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、1日単位とし、原則として1回あたり最長7日間とする。

(貸出・返却)

第8条 備品は、当社の営業日（原則平日）・営業時間内の貸出、返却とする。

2 備品は、利用者自身での運搬とする。

3 貸出返却場所は、当社の指定する場所とする。

(変更・取消)

第9条 備品使用の変更又は取消が生じた際は、すみやかに報告するものとする。使用のキャンセルを前日までに連絡を受けた際は、使用料を納付している場合は返還する。当日キャンセル又は無断キャンセルの際は、使用料の返還はしない。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第10条 利用者は、借り受けた備品を自らの責任において管理し、貸出目的以外の使用または転貸を禁止する。

(その他)

第11条 備品の使用に伴う損害や事故やトラブルに関して当社は一切の責任を負わないものとする。備品の使用に際して、利用者は設置場所の周囲の安全に注意するとともに、天気予報を事前に確認し、テントなどが風であおられることがないように重り等の必要な対策を講じるものとする。

2 備品の破損、紛失、盗難については、相当額を請求するものとする。

3 備品は大切に使用し、返却時には備品を清掃し返却すること。

別紙 1

備品リスト／料金表

	備品名	サイズ	色	1 日あたりの 料金	在庫数
1	テント（大）		白	2,000 円	3
2	横幕 テント（大）用		白	1,000 円/4 枚	7
3	おもり		金属製	2,000 円/4 個	22
4	ガーデンテーブル セット	直径 90 cm (パラソルセット)	白	1,500 円	15
5	テント（小）	幅 2×奥行 2 (m)	オレンジ他	1,000 円	6
6	人工芝	幅 2×長さ 5 (m)		2,500 円	8
7	人工芝	幅 1×長さ 2 (m)		500 円	9
8	人工芝	幅 1×長さ 1 (m)		250 円	2
9	ゴミ箱 ペットボトル用	45×45×80 (cm)	灰	500 円	4
10	ゴミ箱 カン・ビン用	45×45×80 (cm)	青	500 円	4
11	ゴミ箱 燃えるゴミ	45×45×80 (cm)	緑	500 円	4